『保管場所の所在図・配置図』の記載例

留意

事

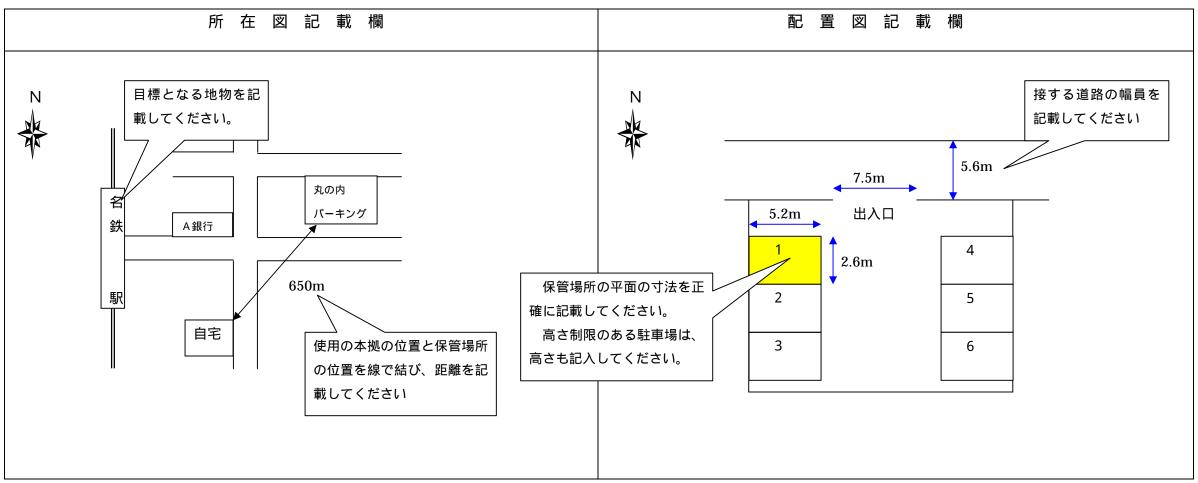
項

次のいずれにも該当する場合は、自動車保管場所証明申請書又は自動車保管場所届出書の「保管場所標章番号」欄に旧自動車の保管場所標章番号を記載することにより、「所在図」 のみ記載を省略することができます。

自動車の買い換えなどにより、自動車を入れ替える場合。

「使用の本拠の位置」「保管場所の位置」のいずれも旧自動車と変更がない場合。

自動車の保管場所証明申請の時点で旧自動車を保有している場合や、軽自動車の保管場所の新規の届出で自動車を保有しているか又は届出日の15日以内に保有していた場合。



- 備考 1 別紙として、住宅地図のコピーを添付できる。
 - 2 保管場所に接する道路の幅員、保管場所の平面の寸法をメートルで記入する。
 - 3 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所を明示する。
 - 4 使用の本拠の位置(自宅等)と保管場所の位置との間を線で結んで距離を記入する。

(注) 申請場所に申請自動車と入れ替わるまで使用する自動車がある場合は、その自動車の登録番号

登録番号	